

平成20年7月15日

(令和4年5月31日第26条更新)

福岡県建築都市部発注工事の受注者 殿

福岡県建築都市部

工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）の運用について

福岡県建築都市部発注工事において、最近の特定の資材価格の高騰を踏まえ、工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）に基づく請負代金の見直しを円滑に行うことができるよう、本条項の当面の運用ルールを定め、本条項を適用することとしましたのでお知らせします。

1 単品スライドについて

「単品スライド」とは、工事請負契約書第26条第5項に基づき、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったとき」に、請負代金額の変更を請求できる措置です。

2 運用開始日について

平成20年7月15日（火）

3 今回の運用基準について

（1）条項適用の対象とする資材

鋼材類と燃料油の2資材

特別な要因により価格に著しい変動を生じた資材として、各資材における価格変動の状況及び工事費における平均的シェアの両面から工事への大きな影響が見込まれる「鋼材類」と「燃料油」の2資材を対象としました。

（2）請負代金額の変更の考え方

対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、受注者からの請負代金額の変更請求に基づき、対象請負代金額の1%を超える額を発注者が負担。

工事請負契約書第26条（単品スライド条項を含む物価水準の変動に関する対応措置）は、通常合理的な範囲を超える価格の変動については、一方の契約当事者のみにその負担を負わせることは適当ではないとの考え方に基づき定められています。この考え方に沿って、今回の運用基準においては、資材価格の上昇による請負代金額の増加分が、対象請負代金額（注1）の1%を超える額を発注者が負担することとしました。

注1： 基本的には工事の請負代金額の総価であるが、年度をまたがる工事や、全体スライドとの併用工事などについては、運用開始日以前の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額とします。

（3）具体的な算定方法など

具体的な算定方法については、（参考資料）に示すとおりです。

※ 問い合わせについては、各設計担当課へお願いします。

具体的な算定方法

- 1 対象となる「主要な工事材料」
 (主要な工事材料)
 鋼材類：H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等
 燃料油：軽油、ガソリン、混合油、重油
- 2 スライド条項適用の判定
 鋼材類、燃料油の各品目ごとに算定した当該工事に係る変動額が対象請負代金額の1%に相当する金額を超える資材を判定。(注1)
 変動額(鋼) = 価格変動後の鋼材類の金額 - 価格変動前の鋼材類の金額
 変動額(油) = 価格変動後の燃料油の金額 - 価格変動前の燃料油の金額
 価格変動後鋼材類の金額：搬入月の実勢単価 × 設計数量 × 落札率 × 105/100
 価格変動前鋼材類の金額：設計時点の設計単価 × 設計数量 × 落札率 × 105/100
 価格変動後燃料油の金額：購入月の実勢単価 × 設計数量 × 落札率 × 105/100
 価格変動前燃料油の金額：設計時点の設計単価 × 設計数量 × 落札率 × 105/100
 (注1) 変動額(鋼)、変動額(油)をそれぞれ算定し、対象請負代金額の1%を超える資材(鋼材類、燃料油)のみがスライド額の計算対象となる。
- 3 スライド額の算定(別紙-1)
 スライド額 = 変動額(鋼) + 変動額(油) - 対象請負代金額の1%相当額(注2)
 (注2) 受注者が実際に購入した金額が実勢価格をもとに発注者側で算定した「価格変動後(鋼材類、燃料油)の金額」を下回る場合は、「価格変動後(鋼材類、燃料油)の金額」に代えて、受注者が実際に購入した代金額を用いて計算する。
- 4 請求時期、変更契約の時期(手続きのフローは別紙-2)
 工期末の2月前までに受注者が発注者に請求を行い、双方協議のうえスライド額を決定後、工期末に変更契約を行う。
 ※工期末が平成20年10月31日以前の工事は、平成20年8月29日までに請求を行えば、工期満了前であれば残工期が2ヶ月未満でも請求が可能。
- 5 受注者が提出する証明書類(証明書類を提出しない場合は対象としない)
 - (1) 実際に購入した対象材料の下記を証明する書類(様式-4)
 - ア 実際に購入した対象材料の価格(単価及び数量)
 - イ 購入先
 - ウ 現場に搬入した時期(鋼材類)、購入した時期(燃料油)
 - (2) 証明書類を基に作成した材料集計表(参考様式)